

# さがた保育園 乳幼児の犯罪被害防止について ガイドライン

## 1、方針

保育所保育指針（厚生労働大臣告示）、特に下記の各条文に定められた保育所の使命及び倫理に基づき、保育園での日常生活における乳幼児の犯罪被害防止に関連するすべての事象について、常に「子どもの最善の利益」をベースに総合的に判断する。犯罪被害防止の要点を踏まえつつも、「保育活動や子どもの言動に対する過剰な抑止」「保育士をはじめとする職員の職務の過度な制限」「固定的な価値観による偏向教育」につながるのではない幼児教育に努めるものとする。

### 【保育所保育指針 第1章 2（1）保育所保育の目的】

保育所は、児童福祉法の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

（以下、保育所保育指針解説書より抜粋）

#### ①子どもの最善の利益

まず、初めに述べられていることは、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての保育所の役割であり、保育所は、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」ということです。これは、保育指針の根幹を成す理念であり、子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身共に健やかに育てる責任が保育所にあることを明らかにしています。

#### ②最もふさわしい生活の場

子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていくことが重要であり、そうした役割や機能が今日、保育所にはますます求められているといえるでしょう。

### 【保育所保育指針 第1章 2（4）保育士の専門性】

保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

（以下、保育所保育指針解説書より抜粋）

「専門的な知識・技術」をもって子どもの保育と保護者への支援を適切に行うことは極めて重要ですが、そこに知識や技術、そして、倫理観に裏付けられた「判断」が強く求められます。日々の保育における子どもや保護者との関わりの中で、常に自己を省察し、状況に応じた判断をしていくことは、対人援助職である保育士の専門性として欠かせないものでしょう。

## 【保育所保育指針 第3章 2（1）カ 保育に関わる全般的な配慮事項】

子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

保育所において、固定的なイメージに基づいて子どもの性別などにより対応を変えたり、固定的な意識を植え付けたりすることがないようにしなければなりません。子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮します。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等 自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要です。

## 2、実施内容

乳幼児が、保育園職員の虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を抑止することを目的の一部として、下記の対策を実施する。

- 原則として、密室において職員が単数で乳幼児に接する機会を設けない。室内の衛生管理、児童の安全管理の都合上、扉を閉めるなどしての単数対応を要求される場合においても、他の職員や利用者が容易に出入りすることができる環境を整える。
- 保育室内においては、備品などを使用して死角となるようなスペースを設けない。
- 羞恥心の発達に伴い、幼児本人が異性による着脱介助、排泄介助に抵抗感を持った場合、緊急の場合を除き、人員配置や時間帯、保育活動の如何を問わず、同性による生活介助を原則とする。
- 職員の指示や意向に従わせることを目的とした、乳幼児に恐怖心や疎外感を与えるような保育活動または言動を厳禁とする。
- 乳幼児の性別により、保育活動の内容、遊具の種別、集団などを固定的に分類することを原則禁止する。ただし、乳幼児が個々に持つ先天的な性差に起因する特性を活かすことは妨げない。
- 保育活動が職員個人の価値観に傾倒することがないように、各クラス担任及び行事などの担当者は必ず複数とする。
- 職員の言動の異常に気がついた、または疑念を感じた場合には、速やかに担当主任を通じ、園長へ申し出る。

② 乳幼児が、家族その他の虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を抑止することを目的の一部として、下記の対策を実施する。

- 保育士は、着脱介助、排泄介助を含めた日々の生活介助、または保育活動により乳幼児と接する機会において、以下の観察を行う。

(保育所保育指針解説書より抜粋)

- ・子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加等
- ・心や行動の状態：脅えた表情・暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癇癪、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等
- ・不適切な養育状態：不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けてい

ない状態等

- ・親や家族の状態：子どものことを話したがない、子どもの心身について説明しない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等
  - 観察の結果、不適切な養育の兆候が見られる場合、保育士は速やかに管理者に報告する。報告を受けた管理者は関係機関と連携し、「児童虐待の防止等に関する法律」などに基づき適切な対応を図る。
  - 大人の指示や意向に従わせることを目的とした、乳幼児に恐怖心や疎外感を与えるような言動が見られた場合には、保育の専門性に基づき適切な養育手法を指導する。
  - 乳幼児の家族が自らの養育について思い悩んだときに相談相手となることができるように、保育士は日常の保育園生活において積極的に家族とのコミュニケーションを図る。
  - 保育園は、心理的にも視覚的にも常に地域に対して開かれた空間として、防犯の観点から地域住民の視線と意識を集めることができるようにする。
- ③ 乳幼児が、虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を自らの対応で回避することができるよう、また乳幼児自身が他者に危害を加えるような大人にならないよう、下記の教育を実施する。

- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う

(保育所保育指針)

- おおむね満 4 歳となる幼児を対象として、性別や関係などの属性をもってひとくくりにはしないように留意しつつ、日常生活の中に潜む犯罪被害を予防する方法を指導する。
- おおむね満 5 歳となる幼児を対象として、保育士と看護師が連携しプライベートゾーンに関連する指導を行う。「自分の大事なところを大切に守ること」と「他人の大事なところを尊重すること」を指導における重要項目とする。
- 不快感、不安感、恐怖感、疎外感など負の感情を抱いた際には、信頼できる大人や友達にその感情を伝えることができるよう、保育士は日常の保育園生活において乳幼児の表現を常に受容し、理解し、適切に返すことを繰り返す。
- 乳幼児の身近に存在する大人として「他人を尊重すること」「異なる価値観を認めること」「自分の思いを表明すること」について、日常の保育園生活において職員が常に手本となる。

なお、保育士は「人権」に関連するすべての教育において、他人や属性への「非難」「否定」「拒否」「卑下」につながるような十分に注意する。

乳幼児の安全と将来に対する責任の一端を担う施設として、保育園は乳幼児の犯罪被害防止に取り組む義務を負っています。子どもの発達過程と「保育の専門性」、長らく「女性の仕事」とされてきた歴史的経緯など、この問題と簡単に切り離すことができないテーマも数多くありますが、どのような問題に対しても常に「子どもの最善の利益」をベースに物事を判断することで、乳幼児の安全と将来を担保することができるように努めます。

平成 31 年 4 月 12 日 さとがた保育園